

## 第10回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年5月12日(火)  
午後5時30分から  
場所 議員協議会室

### 1 開会

### 2 本部長あいさつ

### 3 会議内容

#### (1) 本市の状況等

#### (2) 市有施設の対応について

#### (3) 各部局からの報告について

ア 新型コロナウイルス感染拡大による緊急雇用対策について

イ 庁舎内における感染症患者発生時の対応について

ウ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例申請の受付について

### 4 その他

### 5 閉会

(1) 本市の状況等

ア 松本保健所管内の感染状況

令和2年5月11日現在

No.	診断	確定日	年代	性別	他例関連	滞在歴
1	患者	2月25日	60代	男性		東京都等
2	無病状病原体保有者	2月26日	50代	女性	1例目の妻	
3	患者	3月14日	20代	女性		フランス
4	患者	3月24日	70代	男性		不明
5	患者	3月29日	40代	男性		東京都
6	患者	4月9日	70代	女性	7例目の母	
7	患者	4月10日	50代	男性		東京都
8	患者	4月10日	50代	女性	7例目の妻	
9	無病状病原体保有者	4月10日	20代	男性	7例目の息子	
10	無病状病原体保有者	4月10日	20代	女性	7例目の娘	
11	患者	4月13日	30代	女性	7例目の訪問先	
12	患者	4月19日	50代	男性		東京都

※ 5月11日現在で、患者は全員退院済

※ 濃厚接触者は、全員特定済又は不存在

イ 松本市の各種申請・相談件数等の状況

令和2年5月7日現在

項目	数値	摘要
失業率	2.5%	全国3月現在 ※前年比0% ※自治体単位データなし
有効求人倍率	1.38倍	松本市3月現在 ※前年比▲0.25 ※有効求人数/有効求職者数
社会福祉協議会 緊急小口資金特例貸付 受付件数	315件	3月25日～5月7日 ※前年データなし ※うち、312件がコロナ関連
中小企業融資相談件数 (新型コロナウイルス対策特別資金)	1,063件	4月7日～5月6日
中小企業融資申請件数 (新型コロナウイルス対策特別資金)	399件	4月7日～5月6日
生活保護相談件数	81件	4月1日～4月30日 ※前年同期比72%増 ※うち44件がコロナ関連
納税相談件数	131件	4月7日～5月6日 ※前年データなし
まいさぼ相談件数	224件	4月1日～4月30日 ※前年同期比106%増 ※うち161件がコロナ関連

(2) 市有施設の対応について

ア 市有施設の対応に関する基本方針

- (ア) 5月15日までは、県の方針に即して休館を継続する。
- (イ) 5月16日以降は、市民向け施設について感染症対策を徹底し、再開に向けた取り組みを進める。
- (ウ) ただし、県外から人を呼び込む施設は除くものとする。

イ 各部の回答状況（対応案）について（次頁）

ウ 感染拡大防止のための対策（長野県公表）

- (ア) 人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する。
- (イ) 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈しているの者の入場制限を含む）
- (ウ) 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- (エ) マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- (オ) 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応）
- (カ) 施設の消毒

※その他の具体例などは、別紙1を参照

# 新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について

令和2年5月5日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1. はじめに

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者の皆様において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になります。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く要請します。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要です。

## 2. リスク評価とリスクに応じた対策の検討について

事業者の皆様においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。

- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定します。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意が必要です。
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価します。

## 3. 感染拡大防止のための対策について

### （各業種に共通する留意点）

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要です。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられます。

- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・施設の消毒

また、具体的な対応事例については以下のとおりです。

#### （症状のある方の入場制限）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられますが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策です。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられます。
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられます。

#### （感染対策の例）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とします。）

#### （トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

#### （休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。

- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

#### （ゴミの廃棄）

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

#### （清掃・消毒）

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

#### （その他）

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※これまでに国内においてクラスターが発生している施設等と同業種の施設等においては、格段の留意が必要です。

参考：【令和2年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」】

## 長野県の緊急事態措置等

施設		～5月6日	5月7日～5月15日	5月16日～5月31日
○遊興施設、運動・遊技施設、劇場等	接待を伴う飲食業等 (キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、ライブハウス)	・施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請		
	上記の施設を除く、遊興施設、運動・遊技施設、劇場等	・施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請	・営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限 ・適切な感染防止策の徹底を要請	・適切な感染防止策の徹底を要請
○食事提供施設		・営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限 ・適切な感染防止策の徹底を要請	・同左	・適切な感染防止策の徹底を要請
○観光・宿泊施設等（主として観光客を対象とする施設）		・休業の検討を依頼 ・適切な感染防止策の徹底を要請	・同左	・県外から人路呼び込まない運営について検討を依頼 ・適切な感染防止策の徹底を要請
○上記以外の施設		・適切な感染防止策の徹底を要請		

## 新型コロナウイルス感染拡大による緊急雇用対策について

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響による雇用情勢の急激な悪化を受け、企業等から採用内定の取り消しや離職を余儀なくされる労働者が発生しています。

一方で、本市では、特別定額給付金事務がスタートし、市民の皆様への早期の給付も求められ、その体制整備を拡充する必要があることから、緊急雇用対策として非常勤職員である会計年度任用職員の募集を行うものです。

### 2 緊急雇用対策の概要

#### (1) 募集職種

一般事務職      パートタイム会計年度任用職員

#### (2) 対象者

- ア 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い離職及び内定の取消を受けた者
- イ 家計の急変やアルバイト収入減等で修学継続が困難な学生等
- ウ その他求職中の者

#### (3) 任用期間

令和2年6月3日(水)～令和2年7月26日(日)

※ 原則、再度の任用は行いません。

#### (4) 任用方法

書類審査及び面接

#### (5) 募集人数

15名程度

### 3 業務内容

特別定額給付金申請事務及びその他必要な業務

### 4 勤務地

松本市勤労者福祉センター他

5 任用までのスケジュール(予定)

- (1) 申込期間 5月18日(月)～5月22日(金)
- (2) 面接 順次面接～5月28日(木)まで
- (3) 選考結果通知 6月 1日(月)
- (4) 採用 6月 3日(水)～

6 今後の予定

- (1) 募集要項を市ホームページ等広く周知いたします。
- (2) 報道機関に周知いたします。

(報告事項)

松本市新型コロナウイルス感染症 対策本部会議資料
-----------------------------

2. 5. 12
----------

財政部・総務部
---------

## 庁舎内における感染症患者発生時の対応について

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症患者が、市役所庁舎内に発生した場合の対応等について報告するものです。

### 2 対応

松本保健所の助言のもと、次のとおり対応します。

- (1) 感染症患者、濃厚接触者の特定、帰宅指示（職員課）
- (2) 消毒範囲の特定（職員課・契約管財課）
- (3) 来庁者退庁依頼、誘導後、立入禁止場所の指定（契約管財課）
- (4) 消毒作業要請（契約管財課）

### 3 職員体制について

消毒範囲は、感染症患者が発生した職場単位、フロア単位が基本になるため、各階及び棟（北別棟等）ごとに組織されている「自衛防災隊責任班」班長の指揮のもと、消毒作業を行います。

なお、通常の「自衛防災隊責任班」とは一部異なる班編成とします。

\*別紙1 「感染症患者発生時の班編成」のとおり

### 4 消毒作業について

別紙2 「庁舎内における感染症患者発生時の消毒作業について」のとおり

### 5 その他

- (1) 各責任班長には、担当課が個別に説明します。
- (2) 出先機関についても、建物内、部局内等で連携し、同様の対応とするようお願いします。（消毒液等は契約管財課配備品使用）

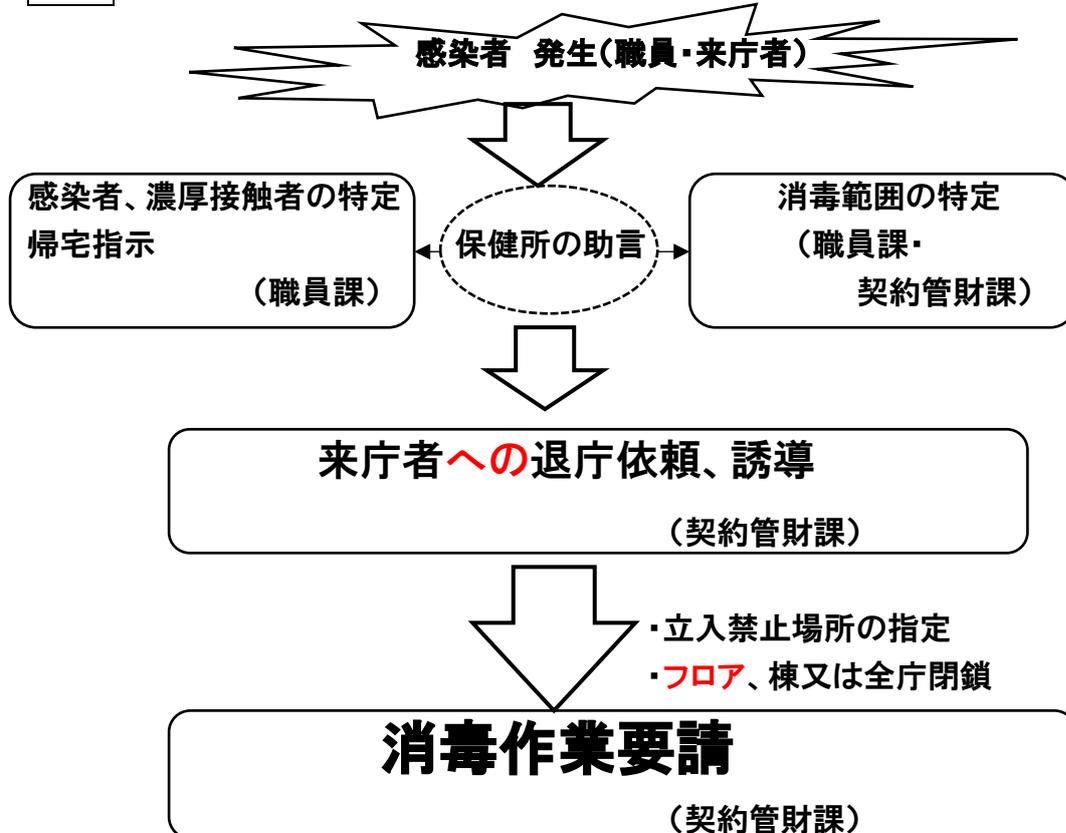
別紙 1

感染症患者発生時の班編成

担当階・棟	防災責任班（◎は班長所在部署）
本1	◎市民相談課・まつもと暮らし応援課・会計課・危機管理課 消防防災課・行政管理課
本2	◎資産税課・秘書課・契約管財課・市民税課
本3	◎総合戦略課・職員課・広報課・財政課・維持課
本4	◎建設課・建設総務課・建築指導課
本5	◎農政課・納税課・公共交通・渋滞対策課・都市政策課・交通安全課 耕地林務課・農業委員会事務局
東1	◎障害福祉課・市民課・生活保護課・こども福祉課
東2	◎保険課・情報政策課・中核市推進室・健康づくり課・医務課
東3	◎議会事務局・福祉計画課・保育課
東4	◎環境保全課・環境政策課・地域づくり課・工事検査課 選挙管理委員会事務局・監査事務局
各別棟	◎こども育成課・住宅課・高齢福祉課・契約管財課車両係
大手1・2	◎地域づくり課協働推進担当・観光コンベンション協会
大手3	◎文化振興課・文化財課・国際音楽室推進課
大手4	◎学校教育課・教育政策課・学校指導課
大手5・6	◎商工課・観光温泉課・公園緑地課

\*通常の自衛防災隊組織とは一部異なります。

別紙2 <<庁舎内における感染症患者発生時の消毒作業について>>



1 要請先

感染職員の在籍職場の属するフロア、棟の「自衛防災隊防災責任班」班長

2 消毒範囲(保健所の助言に基づき決定)

- (1) 感染職員の在籍職場
- (2) 同じフロアの共用部分
- (3) 感染職員の行動歴に基づく必要な場所
- (4) 不特定多数の接触がある全庁共用部分(エレベーター、手すり等) 等

3 作業従事者(5人1組で行う)\*範囲により複数組を編成

- (1) 班長の指示で、班、棟ごと出勤可能な職員で対応
- (2) 出勤可能な職員が5名以上いない場合は、別階等に依頼

4 その他

- (1) 必要な物品(消毒液、手袋等)については契約管財課で配備
- (2) 消毒の方法については、裏面「消毒の手順」参照

# 消毒の手順：次亜塩素酸（0.1%）のふき取り作業（噴霧作業は行いません）

～感染防止のための消毒作業にご協力をお願いします～

安全に作業ができるよう

- 防護具を着用
- 十分な換気
- 作業後の手洗い

準備	1 物品準備・確認 (保健室に保管)	青バケツ・使い捨て手袋・ヘルメット・ゴーグル(フェイスシールド)・ペットボトルふた ハイポライド(次亜塩素酸)・手指用アルコール・マスク・予防衣・ゴミ袋
	2 防護具の着用	<着用順番> 予防衣→マスク→ゴーグル(フェイスシールド)→使い捨て手袋
	3 消毒液の希釈 次亜塩素酸(0.1%)	青バケツの白線まで水を入れる + ハイポライド：ペットボトルキャップ2杯を入れる
	4 ゴミ袋準備	大サイズゴミ袋を用意

消毒作業： ふき取り消毒	1 拭き方	① バケツの消毒液をペーパーに浸す ② <u>一方向に拭く(往復しない)</u> <u>部屋の高い所から順に拭く(ウイルスの落下を考慮)</u> ③ <u>1回拭く毎にペーパーの面を変える</u> ④ ペーパーが濡く、又は拭く面が無くなったら、新しいペーパーに替える ⑤ 金属面は腐食を起こすため、10分程度経過したら水拭きする	
	2 消毒箇所	【職場】	<b>共用部分を中心に</b> 出入り口のドアノブ及び周辺、照明スイッチ・エアコンスイッチ 電話、パソコン、プリンター、コピー機 湯茶を淹れる場所付近(ポット等) 職員の机・椅子(布部分は消毒不要)
		【共用部分】	<トイレ> ドアノブ及び周辺、鍵、、カラン、石鹸ポンプ 便座ふた、流水レバー、手すり <給湯室> カラン、流し コピー機・階段・廊下のスイッチ・手すり等
		フロア共有	不特定多数の者が接触する部分 エレベーターボタン・トイレ・照明スイッチ
	3 最終の消毒	ゴミ袋の外側を拭く	

原則、消毒後2時間～半日程度は換気をしたまま、使用しない

片づけ	1 防護具を外す (外す順番：右欄参照) *外す場所は消毒した室内	おもて面が内側になるように裏返して脱ぐ *汚染されているおもて面は触らない 触れた場合はその都度手指消毒する ① ゴーグル・予防衣⇒別のビニール袋に入れる(アルコールを噴霧消毒し再利用) ② マスク⇒ゴミ袋へ捨てる(ひもの部分を持って捨てる) 最後：手袋⇒ゴミ袋へ捨てる⇒手指消毒(アルコール)又は手洗い後、次の作業へ 汚染されたままの手で、周囲の物品に触れない
	2 十分な手洗い	せっけんを使い、流水でしっかり手を洗う(20秒以上)

ごみの片づけ	消毒作業職員以外の者が、マスク・手袋着用にて対応	
	①	バケツの消毒液をゴミ袋に少し入れ、後は捨てる
	②	ゴミ袋の口をしぼり封をする(ゴミが袋の外に触れた場合はゴミ袋を2重に)
	③	ゴミ置き場へ片付ける
	④	マスク・手袋を外し、念のためビニール袋に入れ捨てる
	⑤	せっけんを使い、流水でしっかり手を洗う(20秒以上)

(報告事項)

新型コロナ感染症等に係る徴収猶予の特例申請の受付について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産の相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等への納税負担軽減策として、地方税法附則第59号の規定により新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例（以下「徴収猶予の特例」という。）が令和2年4月30日に施行されたことを受け、本市での申請受付方法について報告するものです。

1 徴収猶予の特例の対象

(1) 対象税目

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する市税のすべて  
主たる税目

固定資産税（令和元年度第4期～令和2年度第3期）

市県民税（令和2年度第1期～第3期）

軽自動車税（令和2年度第全期）

(2) 猶予対象者

以下のア、イのいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

ア 新型コロナウイルスの影響により、令和2年度2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期と比べて概ね20%以上減少していること。

イ 一時に納税を行うことが困難であること。

(3) 猶予内容

ア 納期限から1年間を限度に市税の徴収が猶予

イ 猶予期間中の延滞金が全額免除

ウ 担保の提供は不要

エ 猶予した市税について、滞納処分は行われません。

## 2 申請方法

地方税法では、「申請する時点において、一時に納付困難な事情があること」が、徴収猶予の特例の要件としていることから、納期限（納期限が複数あるものは、翌月納期まで）ごとの申請を基本としています。

しかし、申請者にとって煩雑であり、急激に資力が回復することはあり得ないとの判断と、分かりやすさ・シンプルさが必要かつ、極力負担にならない申請としたいとの見解から税目ごとの一括申請を行うこととしました。

## 3 他市の状況

- 申請期別一括…安曇野市・伊那市・須坂市・諏訪市・東御市・中野市の6市
- 翌月納期まで…飯山市・上田市・小諸市・佐久市・千曲市・茅野市・長野市の7市
- 2か月程度……飯田市・大町市・岡谷市・塩尻市の4市
- 検討中…駒ヶ根市の1市

## 4 周知の方法

- (1) 松本市ホームページにて周知しております
- (2) 当初納付書に案内書を同封しています

担当 納税課 課長 中川 修 (内線 1370)
--------------------------------

## 総合体育館における運動機会の提供について

### 1 趣旨

本市のスポーツ施設は、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により利用を休止しているため、市民の運動の機会が減少していると推測されます。

そこで、感染防止対策に万全を期しながら、市民を対象に、下記のとおり運動機会を提供し、健康増進とストレス解消に寄与するものです。

### 2 実施内容

総合体育館のメインアリーナを会場とし、トレーニング機器（第1トレーニングルームから移動）の無料提供および健康教室を開催するものです。

### 3 実施期間

5月20日（水）から5月31日（日）まで

※参加者の募集は、5月14日（木）から開始します。（土、日を除く）

### 4 事業内容

#### (1) トレーニング機器の無料提供

ア 時間：午前9時から午後7時まで（2時間単位で5区分）

※ 期間中毎日実施

イ 人数：100人／日（各20人）

ウ 料金：無料

エ 台数：トレーニング機器約30台

#### (2) 健康教室の開催

ア 時間：午前、午後各1回（1回約60分）

※ 期間中5回を予定

イ 人数：20人／回

ウ 料金：無料

エ 内容：講師によるエアロビクス、体幹トレーニング等

### 5 その他

(1) 利用方法：電話による完全予約制とし、個人の利用回数に制限を設けます。

(2) 利用制限：メインアリーナ以外の更衣室等の利用は禁止とします。

(3) 安全対策：館内の消毒、入場時の検温、換気等の感染防止対策を徹底します。

(4) 周知方法：市公式ホームページ、プレスリリースで対応します。